

平成 2 2 年度

国の予算編成に対する要請書

平成 2 1 年 7 月

川 崎 市

川崎市政の推進につきましては、日ごろから格別の御高配をいただき厚く御礼申し上げます。

川崎市では、平成20年3月に策定した新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」第2期実行計画と「新行財政改革プラン」との緊密な連携を図りながら、川崎の再生に向けた取組を強化するとともに、全庁をあげて一層の行財政改革を進め、本市のまちづくりの基本目標である「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき」の実現を目指して、引き続き全力をあげております。

しかしながら、都市の再生、環境問題や少子高齢社会への対応など緊要な施策について重点的に、かつ、地域にふさわしい形で推進していくためには、国と地方の役割分担を明確にした上で、地方が担うべき分野については国の関与を廃すとともに、財政面においても地方が自立できるよう税源移譲を進めることが不可欠であります。

平成21年度には、地方分権改革推進計画の策定や新分権一括法案の国会提出も予定されておりますが、本市では、地方税財源の充実確保などについてもここに提案いたしますので、国においては、これら地方の意見を尊重し第二期地方分権改革を精力的に進めるよう強く要請いたします。

また、改革が達成されるまでの間は、本市の事務事業の推進にあたり国の適切な財政措置が必要な分野も多くありますので、平成22年度国家予算編成において適切な措置を講ずるよう要請いたします。

平成21年7月

川崎市長 阿部孝夫

目 次

重 点 要 請 項 目

○ 地 方 財 政 措 置 の 充 実

地方税財源の充実確保について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

指定都市の事務配分や財政需要に応じた税財源の充実確保について・・・・・・ 6

経済対策に伴う地方負担に対する財政措置について・・・・・・・・・・・・・・ 8

○ 都 市 基 盤 整 備 等 の 推 進

川崎縦貫高速鉄道線整備事業に対する財政支援について・・・・・・・・・・・・ 10

川崎駅周辺地区の都市拠点機能整備に対する財政措置について・・・・・・・・・・ 12

小杉駅周辺地区のまちづくりに対する財政措置について・・・・・・・・・・・・ 14

臨海部地域の交通ネットワーク基盤の整備・充実について・・・・・・・・・・・・ 16

殿町3丁目地区の先行土地利用エリアにおける

研究開発拠点の整備促進について・・・・・・・・・・・・ 18

○ 福 祉 施 策 等 の 推 進

生活保護制度の抜本的改革について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

近時の社会情勢の下での就労自立支援等について・・・・・・・・・・・・・・ 22

児童福祉施設最低基準における保育所職員配置基準の改善及び

継続的な財源措置について・・・・・・・・・・・・・・ 24

その他の要請項目

○ 都市基盤整備等の推進

川崎縦貫道路の整備促進について	30
道路・橋梁整備事業に対する財政措置について	32
街路整備事業に対する財政措置について	34
首都高速道路の料金施策に係る財政措置等について	36
京浜急行大師線連続立体交差事業に対する財政措置について	38
五反田川放水路整備事業に対する財政措置について	40
新川崎・鹿島田駅周辺地区、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区、 新百合ヶ丘駅周辺地区の整備に対する財政措置について	42
川崎港の機能拡充に対する財政措置等について	44
地域産学官連携研究・開発に対する財政措置について	46

○ 防災対策の推進

消防施設及び緊急消防援助隊の整備に対する財政措置について	50
------------------------------	----

○ 快適環境施策の推進

公園緑地整備事業に対する財政措置について	54
緑地保全事業に対する財政措置等について	56
仮称リサイクルパークあさお整備事業に対する財政措置について	58
再生可能エネルギーの導入促進について	60
下水道整備事業に対する財政措置について	62

○ 福祉施策等の推進

国民健康保険財政の確立について	66
「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」推進のための措置について	68
障害者自立支援法の円滑な推進に係る財政措置等について	70
成人ぜん息患者医療費助成事業に対する措置について	72
小児救急医療体制等の拡充について	74
ホームレスの自立支援に対する財政措置について	76

○ 教育・青少年施策の推進

全児童を対象とした放課後児童健全育成事業に対する措置について	80
義務教育施設の整備推進について	82

重 点 要 請 項 目

平成２２年度 重 点 要 請 項 目 に つ い て

川崎市では、平成２０年３月に策定した新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」第２期実行計画において、地球温暖化対策など先駆的・先導的な取組をはじめ、人口急増への対応や、少子高齢社会を見据えた施策の充実、安全・安心な地域社会づくりなど、社会経済状況の変化等に的確に対応した取組、さらに、市民、事業者の方々と協働で進めていく区の個性・魅力が輝くまちづくりの取組などを進めることとしています。

こうした中で、地域にふさわしい自主的・自立的なまちづくりを進め、豊かで暮らしやすい社会をつくるためには、国・県に依存しない自治体運営を可能とする地方分権改革が是非とも必要です。

また、地方分権改革は、国と県と市町村の三層構造により生じる重複の無駄を省く国のかたちを変える重要な改革でもあり、その推進は緊要な課題です。

国は、地方の声に真摯に耳を傾け、第二期地方分権改革の推進に不退転の覚悟で取り組むべきですので、地方税財源の充実や事務配分に応じた税財源の確保、さらに、生活保護制度の抜本改革などについて重点的に要請します。

また、本市のまちづくりを進めるに当たっては、国の適切な財政措置が必要となりますが、このうち特に重要な都市拠点機能整備事業や臨海部再編整備の推進などに係る財政措置についても重点的に要請します。

地方税財源の充実確保について

地方分権改革では、国と地方が分担すべき役割を明確にし、地方の自主性及び自立性を高めるとともに、新たな役割分担に即した国と地方の税源配分への見直しなどを、国と地方が対等な立場で十分な議論を行いながら進め、国に依存した財源の規模を縮減し、地方自治体の財政運営の自由度を高めるとともに、国・県・市町村の三層構造による重複の無駄を省く国全体の構造改革を進めることが重要であります。

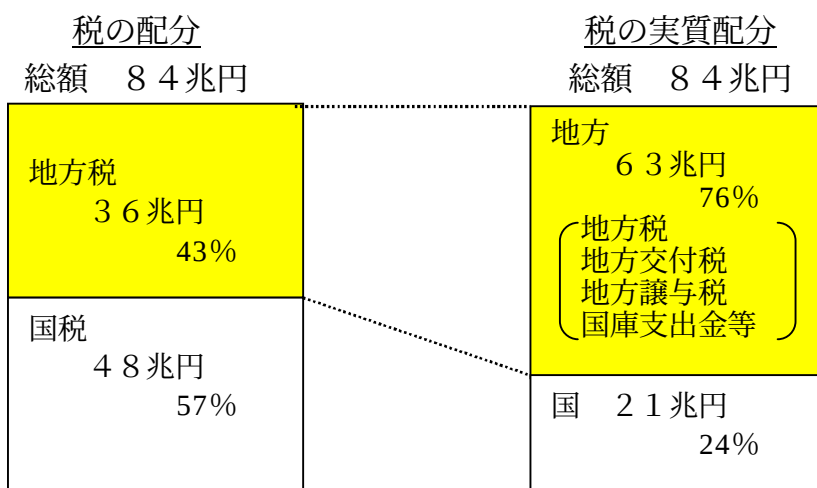
平成21年度には地方分権改革推進計画の策定や新分権一括法案の国会提出が予定されているなど、これから平成22年度にかけ、地方分権の推進に向けて極めて重要な時を迎えます。

わが国が経済危機に直面する中、川崎市におきましても厳しい財政状況が続いておりますが、「第2期実行計画」や「新行財政改革プラン」を策定し、「元気都市かわさき」の実現とともに、一層の行財政改革に取り組み、個性豊かで活力に満ちた地域社会を目指しておりますので、地方分権改革を推進し、地方税財源の充実確保をされるよう、次の事項について要請いたします。

- 1 地方の意見を尊重し、「地方が主役の国づくり」に向けて精力的に取り組むこと。
- 2 国と地方の「税の配分」が6：4であるのに対し、「税の実質配分」は2：8と逆転している実態を踏まえ、消費税などの基幹税からの税源移譲を行い、地方税中心の歳入構造とすること。当面は「税の配分」が5：5となるよう、その具体的な工程を明示したうえで早期実現を図ること。また、将来的には、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めること。なお、「税の配分」の是正は地方の自主性を高める地方分権の推進の中で進められるべきものであること。
- 3 国庫補助負担金は、国と地方の役割分担を明確化したうえで、真に国が義務的に負担すべき分野を除き廃止し、税源移譲を行うこと。また、交付金化された国庫補助負担金についても、国の関与が依然として残るため、廃止し税源移譲を行うこと。

- 4 歳出・歳入一体改革等において、各分野の歳出改革を実行するにあたっては、国庫補助負担金の一方的な削減等、単に国から地方への負担転嫁を行わないこと。
- 5 国直轄事業については、国と地方の役割分担の見直しを行ったうえで、国が行なうこととされた事業は国の負担で整備・維持管理を行なうべきであり、国直轄事業負担金は廃止すること。特に、維持管理費は本来の管理者である国が全額負担すべきであり、地方負担は直ちに廃止すること。また、現在行っている国直轄事業を地方へ移譲する場合は、必要経費全額を税源移譲により措置すること。なお、廃止されるまでの間、国直轄事業の実施にあたっては、地方の意見を反映するとともに、負担金の詳細な明細と積算根拠を示すこと。

国・地方における租税の配分状況（平成21年度）



(注) 国の当初予算、地方財政計画による数値である。

国直轄事業に対する川崎市の負担

(単位：百万円)

事業名		国直轄事業費	国直轄事業に対する川崎市の負担額	負担割合
整備	国道	4,450	1,628	37 %
	港湾	1,205	573	48 %
維持管理	国道	517	233	45 %
計		6,172	2,434	39 %

※ 負担額は平成19年度決算に基づく。

この要請文の担当課／財政局財政部資金課 TEL 044-200-2434

指定都市の事務配分や財政需要に応じた 税財源の充実確保について

指定都市制度は50年以上前に「暫定的な措置」として創設されたものでありますが、指定都市への事務配分は特例的・部分的であり、一体性・総合性を欠いていること、道府県との役割分担があいまいであることなどにより行政運営に弊害が生じています。また、指定都市では事務配分の特例により道府県に代わって事務を行っているにもかかわらず、一般市と同一の税制が適用されているなど、所要額が税制上確保されていません。

さらに、地方分権改革推進委員会の第一次勧告では、道府県から市町村へ移譲すべき事務事業が示されましたが、道府県費負担教職員給与費の移管の問題も含め、今後これらの移譲すべき事務に係る税源についての措置が必要となります。

また、指定都市は、一般市と同様に市民に身近な基礎自治体としての役割を果たすとともに、人口の稠密化や産業・経済活動の集積による大都市特有の財政需要を抱えていますので、次の事項について要請いたします。

- 1 真に国・道府県が担うべき事務以外は、全て指定都市の事務とするとともに、国・道府県による関与は廃止すること。**
- 2 地域の実情に応じた施策・事業を自主的かつ総合的に実施するためには、事務権限と同時に、それを処理するために必要な経費にかかる自主財源が不可欠であるので、指定都市の役割分担に見合う自主財源を制度的に保障するために、大都市特例税制を創設すること。**

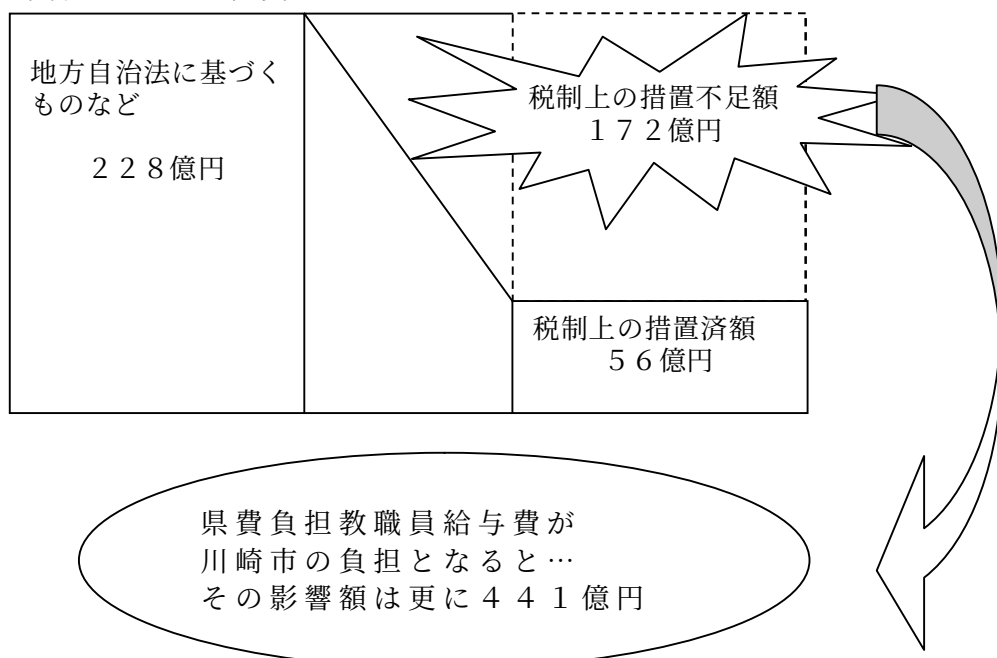
- 3 義務教育費国庫負担金については、地方が創意と工夫に満ちた教育行政を展開するため、廃止して所要全額を税源移譲すること。また、指定都市への道府県費負担教職員の給与費負担の移管にあたっては、地方分権改革推進委員会の第一次勧告を踏まえて、学級編制基準や教職員定数の設定権等の包括的な権限移譲を行うとともに、大都市特例税制を創設し、移管に伴って生じる事務関係費を含めた所要全額について税源移譲を行うこと。
- 4 大都市には特有の財政需要があることを考慮して、消費・流通課税及び法人所得課税などの配分割合を拡充強化すること。

事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

[大都市特例事務に係る税制上の措置不足(川崎市)]

大都市特例事務として
負担している経費

同左税制上の措置



この要請文の担当課／財政局財政部資金課
／教育委員会事務局勤労課

TEL 044-200-2434
TEL 044-200-2721

経済対策に伴う地方負担に対する 財政措置について

昨年来、日本経済は厳しい局面に立たされており、これらに対処するため政府においては数次の経済対策等を実施しています。

これらの中で、地方負担に対しては、交付金の交付や地方交付税措置を行なうこととしていますが、本市に対する措置は、わずかなものとなっております。

本市におきましては、経済危機に伴う法人関係税の減収に見舞われるなど厳しい財政状況のもと、「川崎市緊急経済対策本部」を設置し、国の経済対策と歩調を合わせながら、本市の特色を活かし、市内経済の安定化を図る上で有効な手段を講じることとしているところですが、国の経済対策が全ての地域において積極的に実施されてこそ、経済危機に対する効果が上がるものですので、新たな対策を含め今後の制度設計に当たっては、交付金として確実に措置されるよう、次の事項について要請いたします。

- 1 交付税の不交付団体を含め、すべての団体が地域の実情に応じたきめ細かな事業を積極的に実施できるよう、交付金による財政措置を確実に講ずること。**
- 2 さらに、交付金の交付限度額の算定においては、財政力指数等の外形基準により当初から国の財政措置の対象外とされる地域を出さないようにするとともに、地域の産業や雇用情勢を十分踏まえたものとする。**
 - ・ すべての団体において、十分な財政措置が受けられる仕組みとし、財政力指数等の外形基準により、交付額が大きく減少しないようにすること。**
 - ・ 交付金限度額の算定においては、第一次産業就業者数や耕地面積等を算定の要素に用いるだけでなく、他の産業分野の情勢や雇用情勢を加味するとともに、こうした情勢を背景とした法人関係税の減収度合いを的確に反映したものとする。**

経済対策に伴う地方負担に対する財政措置の概要

対策名 交付金名等	使途等	補正予算額 (市町村分)	交付限度額の設定等 (市町村分)	川崎市の 交付額
安心実現のための 緊急総合対策 (平成 20 年 8 月 21 日決定)				
地域活性化・ 緊急安心実現 総合対策交付金	総合対策実施計画に 計上された事業(原油 高騰対策、農林水産業 の創出対策、中小企業 の活力向上対策、防災 対策等)	260 億円 (245 億円)	平成 20 年度において、 普通交付税の交付を受 けない市町村にあって は、0とする	—
生活対策 (平成 20 年 10 月 30 日決定)				
地域活性化・ 生活対策 臨時交付金	地域活性化等に資する きめ細かなインフラ整備 など実施計画に計上さ れた事業	6,000 億円 (3,500 億円)	平成 20 年度において、 財政力指数が 1.05 以上 の市町村にあっては、0 とする。	—
生活防衛のための 緊急対策 (平成 20 年 12 月 29 日決定)				
年末年始等におけ る離職者等への対 応に係る特別交付 税措置	離職者等の緊急雇用・ 住居確保のため必要と 認められる対策等に要 する経費		当該経費に対して、財 政力に応じて 5～8 割の 措置を講じる	0.3 億円
地域雇用創出推進 費の創設 (交付税措置)	現下の厳しい雇用失業 情勢に鑑み、地域の実 情に応じた事業を実施 することができるよう地 域雇用創出推進費を 創設 (平成 21 年度、22 年度)	5,000 億円 (2,500 億円)	—	— (算定上は 6.6 億円)
経済危機対策 (平成 21 年 4 月 10 日決定)				
地域活性化・ 公共投資 臨時交付金	国の施策と歩調を合わ せ、地域における公共 投資を円滑に実施する ことができるよう、交付 金を交付する	13,790 億円	各地方公共団体の負担 額等に応じて配分する (公共工事等の追加(直 轄及び補助)に伴う地方 負担額の 9 割程度を措 置。ただし、財政力指数 により調整する)	未 定
地域活性化・ 経済危機対策 臨時交付金	「経済危機対策」と歩調 を合わせ、地球温暖化 対策、少子高齢化社会 への対応、安全・安心 の実現、その他将来に 向けたきめ細かな事業 を積極的に推進できる よう交付金を交付する (地域の中小企業の受 注機会に配慮する)	10,000 億円 (6,000 億円)	総額の 1/2 は「地方再 生対策費」、1/2 は「包 括算定経費(人口)」算 定方式を基本に算定 (すなわち、段階補正、第 一次産業就業者数、耕地 及び林野面積を加味して いる) 不交付団体の財源超過 額を、財政力に応じて一 定の割合で控除 (30%～80%を控除)	11.7 億円

この要請文の担当課／財政局財政部資金課 TEL 044-200-2434

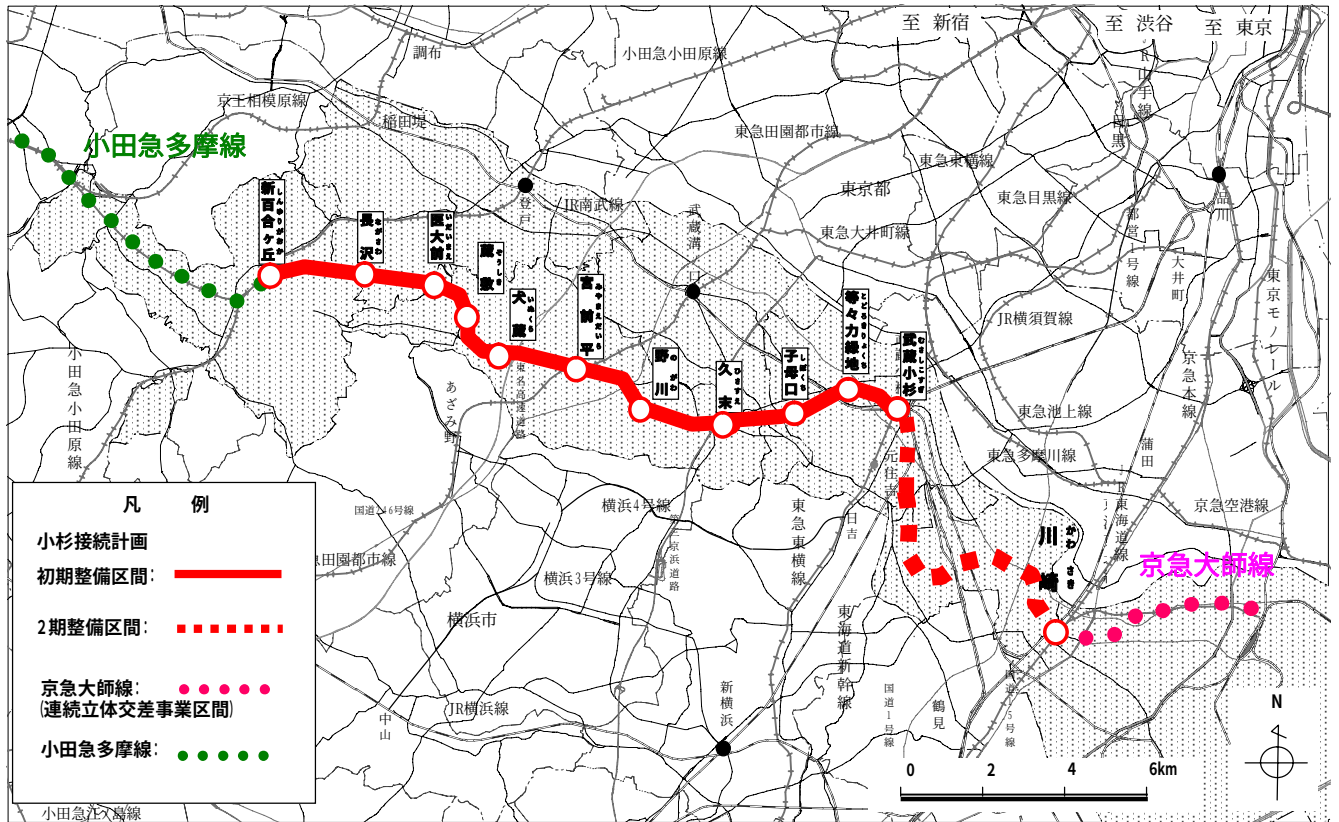
川崎縦貫高速鉄道線整備事業に対する 財政支援について

川崎縦貫高速鉄道線は、川崎市における重要な社会基盤となるものであり、市内の主要な都市拠点を結ぶ広域交通幹線網を形成することで、鉄道不便地域の改善や既存鉄道の混雑緩和など様々な整備効果が期待されております。

また、東海道新幹線品川駅や新横浜駅の機能強化、羽田空港の国際化など、本市を取り巻く状況が大きく変化するなか、首都圏における広域鉄道ネットワークを形成・拡充し、速達性や利便性の向上に大きく寄与する本路線の整備意義と必要性は、さらに高まっております。

こうしたことから、駅周辺再開発事業が着実に進展し、ＪＲ横須賀線新駅の設置や公共施設の再配置など、拠点性が大きく向上している武蔵小杉駅に接続する計画で、早期事業化を図ってまいりますので、川崎縦貫高速鉄道線整備事業（新百合ヶ丘～武蔵小杉）に対する特段の支援を要請いたします。

川崎縦貫高速鉄道線 路線計画図



※駅名は全て仮称であり、2期整備区間のルートは想定

この要請文の担当課 / 交通局高速鉄道建設本部財務担当 TEL 044-200-2468

川崎駅周辺地区の都市拠点機能整備に 対する財政措置について

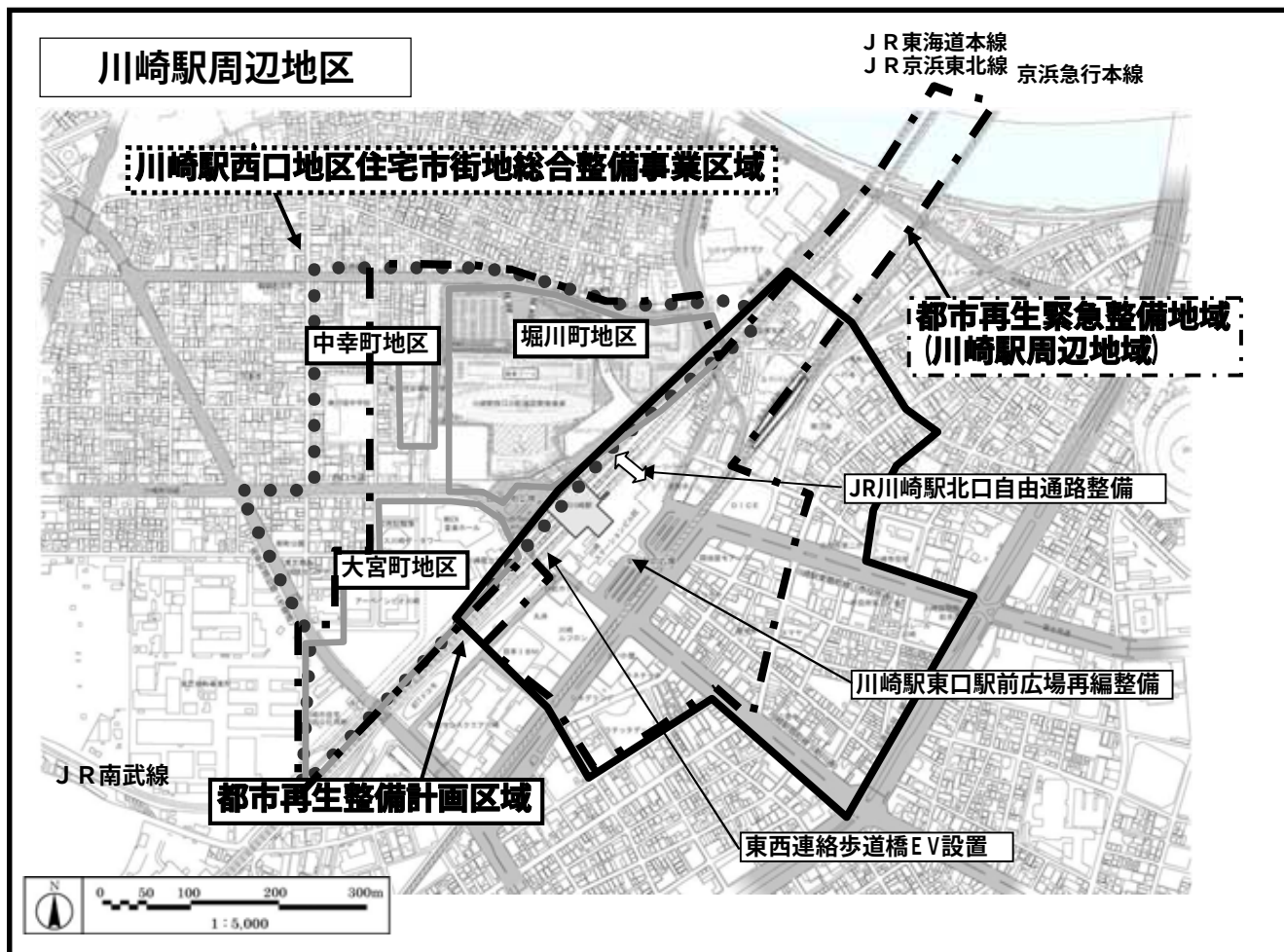
川崎市は、持続型社会を形成する広域調和・地域連携型の都市構造の構築を目指しており、川崎駅周辺地区につきましては、広域拠点として位置付け、民間活力の活用や投資の集中などにより、個性と魅力にあふれた拠点形成を進めております。

また、同地区は、都市再生緊急整備地域に指定されており、市街地の活性化やにぎわいのある都市空間の形成を図るなど、都市再生に向けた取組を推進しております。

これまで、川崎駅西口地区の整備を行ってきたところですが、概ね基盤整備が図られたことから、今後は、東口周辺の整備を重点的に進めてまいります。平成21年度からは川崎駅東口駅前広場の再編整備に着手するとともに、川崎駅北口自由通路と北口改札の一体的な整備に向けた取組などを進めてまいります。

こうした拠点整備には多大な事業費を要することから、まちづくり交付金や地域住宅交付金等を活用し、引き続き、本市の中心的な広域拠点として、既存の商業・業務機能の集積を活かしながら、その機能強化を図るとともに、民間のまちづくり活動と連携し、駅東西の回遊性・利便性の向上やバリアフリー化等に向けた取組を推進してまいりますので、次の事項について要請いたします。

川崎駅周辺地区の都市拠点機能整備について、各事業に必要な財政措置を講ずること。



この要請文の担当課	／ まちづくり局総務部企画課	TEL 044-200-2705
	まちづくり局市街地開発部市街地整備推進課	TEL 044-200-3009
	まちづくり局計画部交通計画課	TEL 044-200-2760

小杉駅周辺地区のまちづくりに対する 財政措置について

川崎市では、平成17年3月に策定した新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」において小杉駅周辺地区を広域拠点として位置付け、先端技術を中心とした研究開発・生産機能の高度化を図るとともに、駅前広場、道路等の公共施設を整備改善し、商業・業務・文化交流・都市型居住等の機能が集積した魅力ある拠点形成を図るため、重点的にまちづくりを進めております。

この小杉駅周辺地区は、市民や事業者、行政の連携・協働により、まちづくりを適切に誘導するとともに、都市基盤の整備や公共公益施設の再配置、拠点機能の強化を進めております。

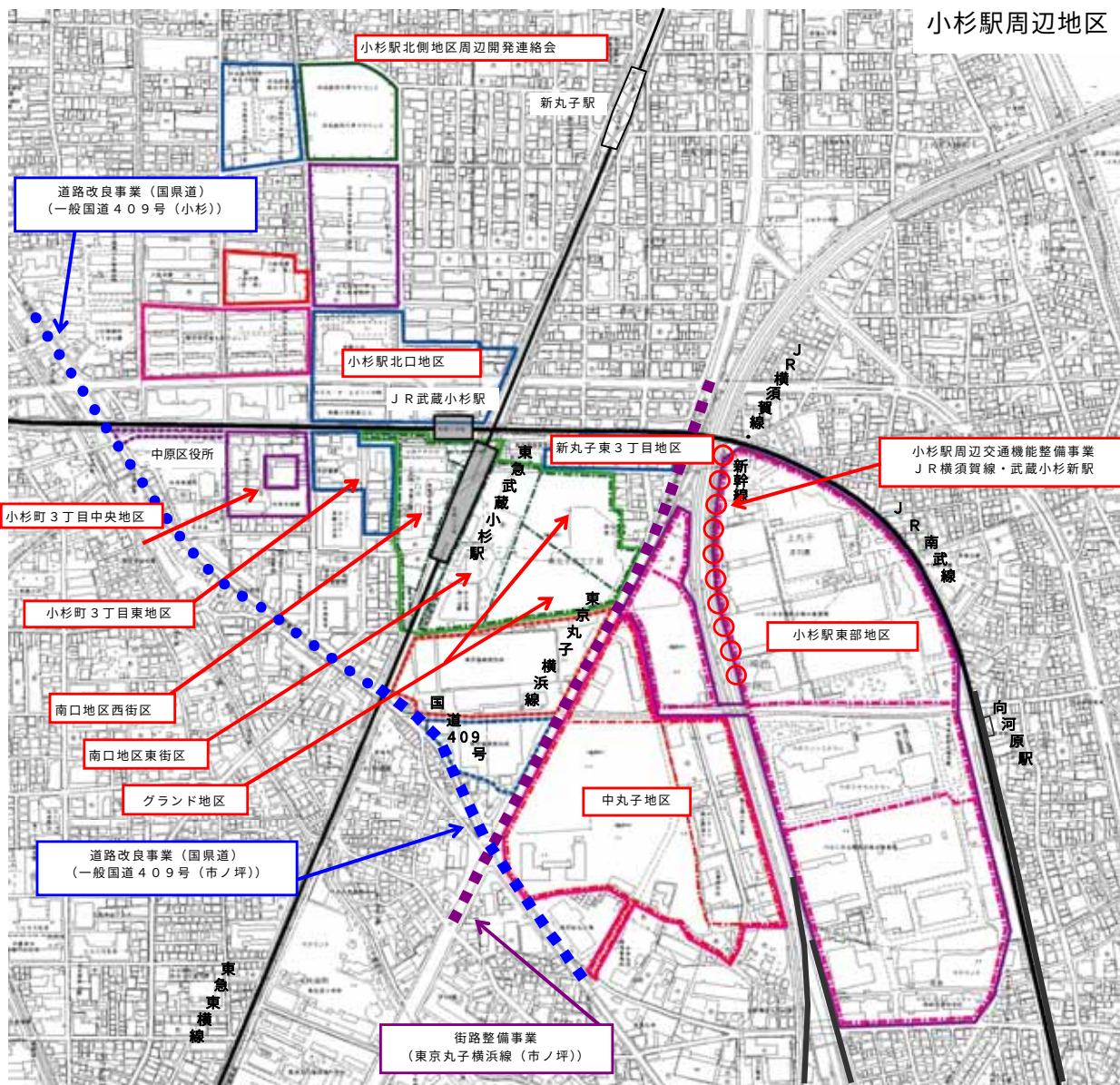
駅に近接した4地区（武蔵小杉駅南口地区西街区、武蔵小杉駅南口地区東街区、小杉町3丁目中央地区、小杉町3丁目東地区）では、市街地再開発事業を推進しており、各地区の事業において、段階的に都市基盤等を整備することにより、一体的かつ総合的なまちづくりを進めております。

さらに、新幹線や空港など全国的な幹線路への連絡性や都心方面への交通機能の強化により都市機能の向上を図るため、横須賀線武蔵小杉新駅の整備を推進しております。

いずれも多大な事業費を要することから、まちづくり交付金等を活用しながら事業を推進しております。

つきましては、次の事項について要請いたします。

各事業の進展に合わせた必要な財政措置を講ずること。



**図1 JR横須賀線武蔵小杉新駅
南側鳥瞰**



**図2 市街地再開発事業
武蔵小杉駅南口地区西街区**



武蔵小杉駅南口地区東街区



小杉町3丁目中央地区



この要請文の担当課／まちづくり局小杉駅周辺総合整備推進室

(新駅整備担当)

TEL 044-200-3039

(拠点整備担当)

TEL 044-200-2741

臨海部地域の交通ネットワーク基盤の整備・充実について

川崎臨海部を含む京浜臨海部地域は、首都圏における地理的優位性、羽田空港との近接性、研究開発機能の集積、陸海空の交通結節点機能などを強みとして、既存産業の高度化・高付加価値化や先端産業の集積・創出、物流機能の高度化など活力ある地域の形成を促進しています。また、臨海部コンビナートを形成するエネルギーや重化学工業など京浜工業地帯の中核として日本経済を長く支えてきた企業も持続的に発展し、現在も多数立地しております。

しかしながら、こうした企業などの経済活動を支える交通インフラは、社会経済環境の急激な変化に十分には対応できていないところもあり、交通量の集中による交通環境負荷の軽減、局地的な交通渋滞の緩和、円滑かつ安全な輸送ルートの確保が喫緊の課題となっています。将来の産業構造の変化を見据えた臨海部全体の活性化につながる交通ネットワーク基盤の整備が求められています。

さらに、羽田空港再拡張・国際化を目前に控え、国際航空機能の24時間化を目指す羽田空港と周辺地域や後背地とを連結する広域的な交通ネットワークの強化が求められており、とりわけ空港利用者の利便性の確保のため神奈川方面からの空港アクセスの改善が急務となっています。

以上のことから、次の事項について要請いたします。

殿町 3 丁目地区の先行土地利用エリア における研究開発拠点の整備促進について

～神奈川口構想の実現に向けて～

平成 22 年 10 月末に羽田空港の新設滑走路が供用開始されるなど羽田空港の再拡張・国際化が進められております。殿町 3 丁目地区は、羽田空港の対岸に位置しており、神奈川口構想における中核的な地区として、川崎臨海部の戦略拠点に位置付けております。

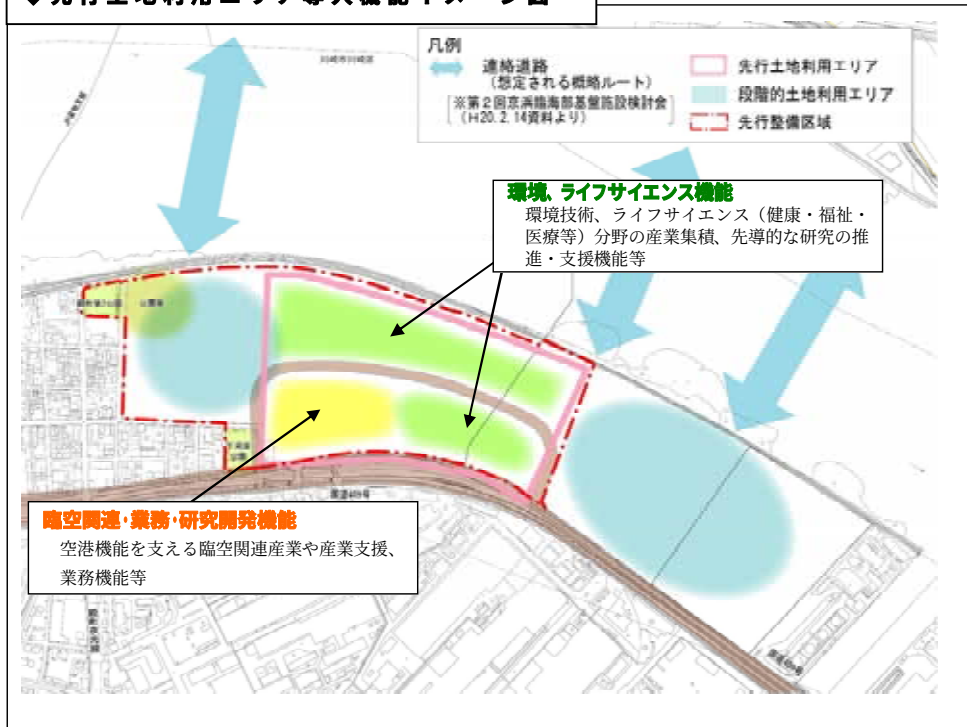
平成 21 年 1 月には、川崎市がこの地区における羽田空港の再拡張・国際化の時機を捉えた先導的な土地利用の推進を図るため、地権者との合意に基づき「殿町 3 丁目地区先行土地利用エリア土地利用基本計画」を策定いたしました。現在、殿町 3 丁目地区内の約 16ha の先行土地利用エリアにおいて、まちづくりの基盤整備が進められており、地球規模で人々に貢献する環境・エネルギー技術、ライフサイエンス分野に係る企業、研究機関等が集積した研究開発拠点の形成及び臨空関連産業等の集積を目指しております。

とりわけライフサイエンス分野における先端医療開発特区（スーパー特区）の活用により再生医療の実現を目指し、基礎研究、前臨床試験、橋渡し研究、臨床治験等の一体的な研究体制の整備とともに、さらには産業化につなげることを目標に研究開発拠点の整備促進を目指して取り組んでいます。

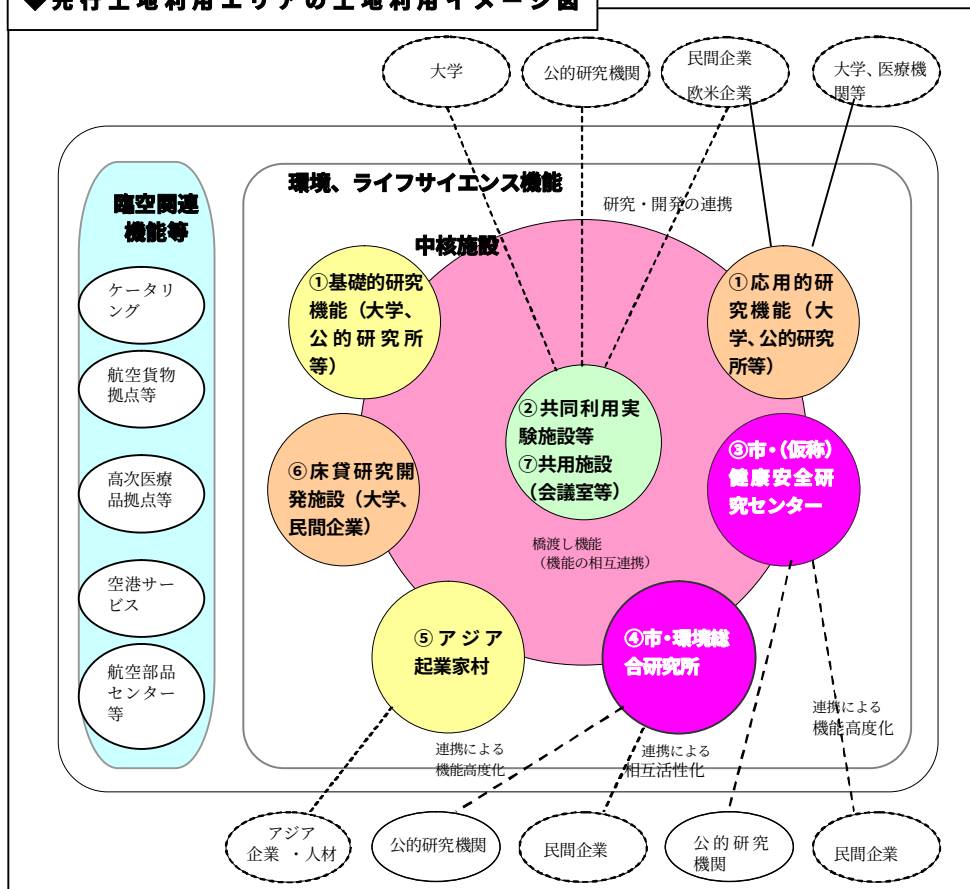
つきましては、次の事項について要請いたします。

- 1 殿町 3 丁目地区において、環境・ライフサイエンス分野の研究開発拠点の整備促進に向け、必要な財政措置を講ずること。
- 2 環境・ライフサイエンス分野の産業集積を図るため、先端的な研究開発に取り組む中小企業やベンチャー企業等の進出に支援すること。
- 3 国際化が進展する羽田空港との近接性を踏まえ、環境・ライフサイエンス分野に関連する国や大学など公的研究機関の誘導に向け特段の配慮を図ること。
- 4 先端医療開発特区の着実な実施のための取組に対して、研究資金等の重点化・集中配分を図ること。

◆ 先行土地利用エリア導入機能イメージ図



◆ 先行土地利用エリアの土地利用イメージ図



この要請文の担当課／総合企画局臨海部活性化推進室 TEL 044-200-3711

生活保護制度の抜本的改革について

生活保護制度は、生活保護法第1条の規定により、憲法第25条の理念に基づき、国が国民に健康で文化的な最低限度の生活を保障するものであり、国の責任において全国一律に実施する制度であります。したがって、本来的には国がその費用の全額を負担すべきものです。

国庫負担率の引下げは、地方の裁量権の拡大を伴わず、多大な財政負担を地方に転嫁するだけであり、今後の歳出・歳入一体改革の中で引下げが実施されれば、地方自治体の財政を強く圧迫し、市民生活に必要な諸施策の構築が困難となります。

また、制度の制定から半世紀以上を経過し、そのため社会経済構造の大きな変化に充分対応できなくなっているなど、制度疲労を起しており、全国市長会をはじめ地方から、社会保障制度全体のあり方を踏まえた制度の抜本的改革への取組について提案をしてきたところですが、平成21年3月に国と地方が合意している「生活保護制度に関する国と地方の協議のとりまとめ」においても、中長期的に検討が必要とされた事項の検討にあたっては、雇用・労働施策や年金制度など社会保障制度全般を含め、専門家等が参加した審議会、委員会等の場において幅広い議論を行い、生活保護制度の見直しに着手する必要があるとされました。

以上のことから、次の事項について要請いたします。

**制度疲労を起している生活保護制度を時代に即したものとす
るため、抜本的な改革に取り組むこと。**

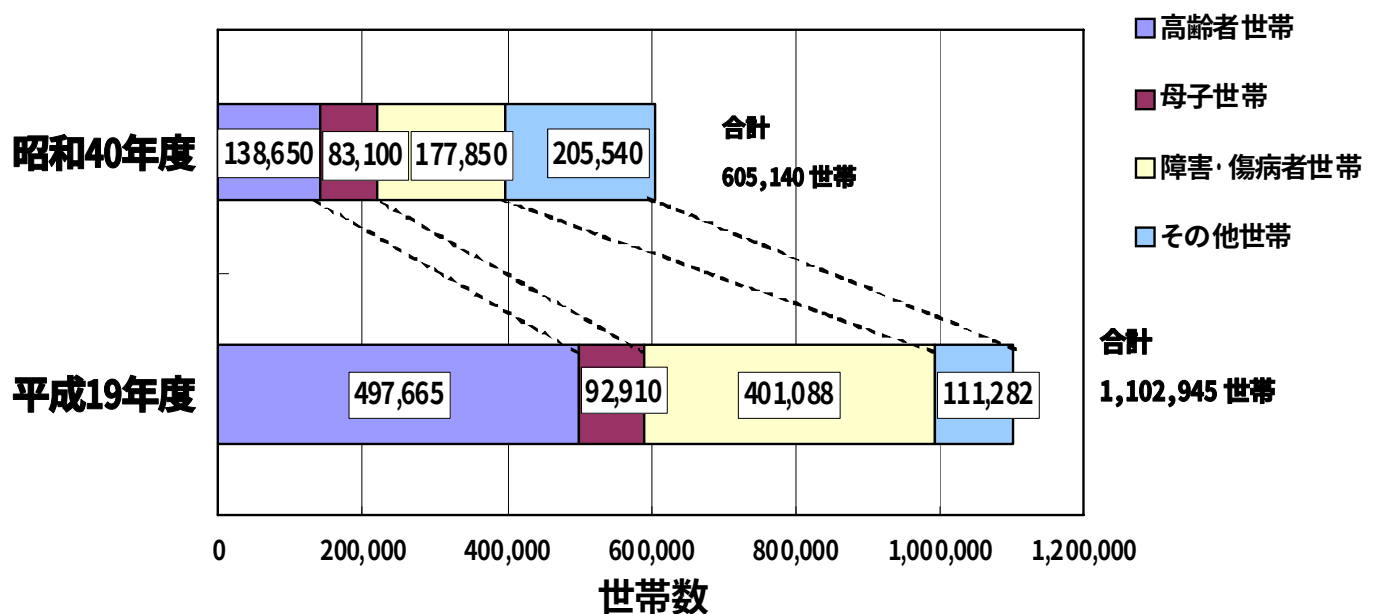
保護世帯数等の推移

(単位：世帯、人、千円、%)

区分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
保護世帯数	16,169	16,686	17,103	17,394	17,858
(対前年度伸率)	4.7	3.2	2.5	1.7	2.7
保護人員	22,869	23,578	24,032	24,307	24,769
(対前年度伸率)	5.5	3.1	1.9	1.1	1.9
決算額	41,983,574	42,844,799	43,411,053	43,297,799	44,545,817
(対前年度伸率)	4.1	2.1	1.3	△0.3	2.9

※ 世帯数及び人員は年度の平均値としている。平成 20 年度の決算額は見込額。

世帯類型別保護世帯数の推移（全国）



この要請文の担当課／健康福祉局地域福祉部保護指導課 TEL 044-200-2643

近時の社会情勢の下での 就労自立支援等について

米国に端を発した世界的な金融危機は、我が国経済にも深刻な影響を及ぼし、川崎市においても例外ではありません。

このような経済状況の中、雇用情勢も厳しさを増しつつあり、完全失業率、完全失業者数、有効求人倍率などの雇用労働指標は、悪化しています。

各自治体における生活保護の相談・申請件数も大幅に増加していますが、生活保護制度以外のセーフティネットが社会経済状況の変化に追いついておらず、生活保護基準境界近辺のいわゆるボーダーライン層の生活保護対象層への移行も進んでいる状況にあります。

国においては、近時の社会情勢を踏まえて、平成20年度補正予算や平成21年度予算において経済対策、雇用対策を講じ、失業者や不安定就労者などボーダーライン層についても、生活支援や雇用創出などに取り組んでいます。ボーダーライン層の生活保護への移行を未然に防止し、就労自立を促進するためには、生活支援策が効果的に活用されることが重要であり、より利用しやすい環境をつくるための制度の拡充、十分な広報周知、国と地方の緊密な連携が必要と考えます。

また、国の交付金を活用して各自治体が実施する雇用創出事業につきましても、雇用創出効果を一層高めるためには、事業実施の要件の弾力化を図ることが必要と考えます。

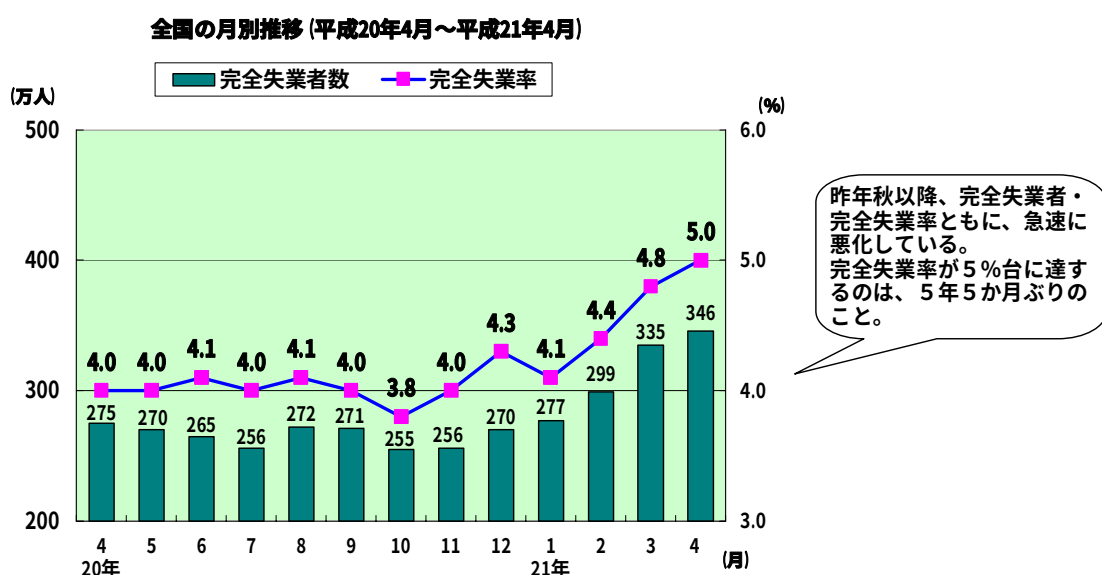
つきましては、次の事項について要請いたします。

- 1 **ボーダーライン層の就労自立に向けて、近時の社会情勢等を踏まえ、就職安定資金融資事業や技能者育成資金制度などの生活支援策について、貸付要件の緩和、手続の簡略化、返済免除対象の拡大等による制度の拡充など、支援の強化、充実を図ること。**
- 2 **ハローワークなどが従前から持つ雇用労働情報や、国の新たな雇用対策について、国民に対して十分な広報周知を図ること。**

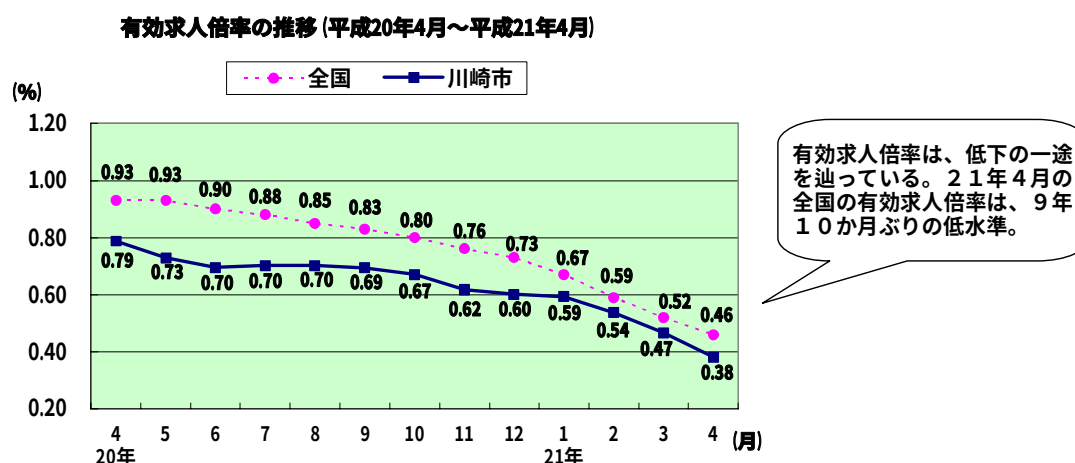
3 国の雇用対策等について、地方自治体への積極的な情報提供を行うなど、国と地方自治体が情報を共有することにより緊密な連携を図ること。

4 「ふるさと雇用再生特別交付金」及び「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」を効果的に活用し、より一層雇用創出を促進する観点から、事業実施の要件の弾力化を図ること。

1 完全失業者・完全失業率



2 有効求人倍率



この要請文の担当課／経済労働局労働雇用部 TEL 044-200-2278

児童福祉施設最低基準における保育所職員配置基準の改善及び継続的な財源措置について

川崎市では、「川崎市保育基本計画」を策定し、保育環境の整備等の充実に取り組んできました。しかしながら、保育サービス利用ニーズの高まりに伴い、保育所利用申請数も大幅に増加しており、こうした需要に対応すべく平成19年7月に策定した「保育緊急5か年計画」に基づき、入所受入枠の拡大を図ってきたところです。

入所受入枠の拡大を図るため、保育所の増設を推進してきたことから、運営費及び整備費の財政負担も増大していること、また、本市においては、良好な保育環境を確保するため、独自に国基準を上回る職員配置基準を定めており、民営保育所においても公営保育所と同様の職員配置基準により運営をしているだけでなく、ほとんどの保育所において障害児保育を実施しており、児童の障害の程度に応じ保育士の更なる加配を行っております。

一方で、人口過密地域である本市においては、認可外保育施設も待機児童解消に大きな役割を果たしているため、市単独で施設整備費や運営費の助成を行っております。

新たな保育所保育指針においても、保育所に求められる機能や役割がますます重要なものとなっている中、良好な保育所の運営や整備を行う際には、本市の厳しい財政状況下においては、財源措置が継続的に行われることが必要です。

つきましては、次の事項について要請いたします。

児童福祉施設最低基準の職員配置基準を改善するとともに、認可外保育施設も含め必要な財源措置を継続的に行うこと。

川崎市保育所職員配置基準

区 分		国 基 準	市 基 準	民 間 保 育 所 基 準
保 育 士 ・ 看 護 師	0 歳 児	3 : 1	3 : 1 産休明け保育 2 : 1 看護師：別枠 1	3 : 1 (保 or 看) 産休明け保育 1人臨時加算あり
	1・2 歳 児	6 : 1	6 : 1	6 : 1
	3 歳 児	20 : 1	20 : 1	20 : 1
	4・5 歳 児	30 : 1	30 : 1	30 : 1
	年休代替要員 (予備保育士)		1施設に1人配置	1施設に1人配置
	休憩・休息要員 (充実保育士)		保育士4人につき 1人加算	保育士4人につき 1人加算
調 理 員 等	調 理 員	調 理 員 を 置 かな け れ ば な ら な い	定員60人 ～95人：1人 定員120人：2人 定員210人：3人	(調理員等) 定員45人以下：1人 定員46人 ～60人：2人
	用 務 員		1施設に1人配置	定員61人 ～150人：3人
	年休代替要員			
そ の 他	栄 養 士		0歳児定員施設は1人	定員150人以上：4人
	事 務 職			

この要請文の担当課／市民・こども局こども本部保育課 TEL044-200-2662

